

こ保運第 994 号
令和 2 年 5 月 15 日

各保育・教育施設 設置者 様
施設長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応（給付費・委託費等及び職員の給与）について

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

本市では、緊急事態宣言の下での保育所等の対応について、「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」（令和 2 年 4 月 8 日こ保運第 127 号）及び「保護者への一層の登園自粛要請等について」（令和 2 年 4 月 21 日事務連絡）により、各施設や保護者の皆様に御対応いただいているところです。

その中で、「給付費・委託費等及び職員の給与」については、園児の登園や職員の配置状況に関わらず、給付費・委託費等の支給は通常通り行うこと、それを前提に、常勤・非常勤を問わず、職員給与の支払いを適切に御対応いただきたいこと」を御連絡しているところですが、施設等の運営者の皆様や、市内施設にお勤めの保育士の方からのお問い合わせも多いことから改めて通知いたします。

なお、国より「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかるFAQについて（令和 2 年 3 月 4 日事務連絡（4 月 28 日追加分））においても、同様の見解が示されています。

職員の給与の支払いや休暇の付与に当たっては、上記の通知等や以下に示す「新型コロナウイルス感染症に伴う登園自粛要請下における職員の給与に関する本市の考え方」を踏まえ、適切な対応をお願いします。

これまでの通知等については、市ホームページにも掲載しておりますので併せて御確認いただきますよう、お願いいたします。

<市ホームページ掲載箇所>

「保育・教育 感染症 横浜市」で検索

→「保育・教育施設における感染症対策について」ページ

ページ中ほど「新型コロナウイルス関連情報」横浜市からのお知らせ

「■ 横浜市からの通知等」

- ・ 緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について（令和 2 年 4 月 8 日付）
- ・ 【修正版】保護者への一層の登園自粛要請等について（令和 2 年 4 月 21 日付）

「■ ご質問への対応」

- ・ 2 【いただいたご質問に対する回答】

<担当連絡先>

保育・教育運営課

【施設に対する運営指導について】 671-3564

【給付費・委託費の支給について】 671-0202、671-0204

○「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについてFAQ」(令和2年3月4日国事務連絡(4月28日追加分))

NO	問	答
11	公定価格について臨時休園等の場合についても通常通り支給することとされていますが、職員の賃金の支払いについてどのように対応すべきですか。	<u>公定価格においては</u> 、新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休園等を行っている場合においても、 <u>通常どおり給付を行い、施設の収入を保証すること</u> としています。 <u>人件費の支出についても、これを踏まえて適切にご対応いただくべき</u> と考えております。

○新型コロナウイルス感染症に伴う登園自粛要請下における職員の給与に関する本市の考え方

1 基本的な考え方

(1) 本市から各施設に対しては児童の登園状況や職員の出勤状況に関わらず、給付費を通常どおり支払っています。各施設も同様に、職員への給与は新型コロナウイルスの影響を除いた状態で通常どおり支払うことを基本としてください。

(2) 保護者向けには4月21日付の保護者への案内において、いわゆる「3密」を改善するため、さらなる登園自粛を促したところですが、保育所職員に関しても、職員配置基準や個別の状況に応じて必要な職員が配置されていることを前提に、本市として過剰な職員配置を求めるものではありません。

現在、登園自粛により児童の数は減っているものの、新型コロナウイルスの対応により、保育所の職員は心身ともに通常よりも負荷のかかっている状態だと考えています。保育士の健康等を良好に保つため、適切に在宅勤務等を命じるようにしてください。

2 改善すべき状況と改善策の例

改善すべき状況の例	改善策の例
法人の就業規則上在宅勤務等の規程がないため、過剰に職員を配置する。	保育士に過剰な負担をかけることは適切でないと考えます。職員配置基準や個別の状況に応じて必要な職員が配置されていることを前提に、 <u>在宅勤務や、特別有給休暇の付与を命じる等の対応をしてください(必要に応じて就業規則等の見直しを検討してください)</u> 。
児童の登園自粛に伴い、職員に自宅待機を命じる際、年次有給休暇を取得させる。	本市として児童の登園状況や職員の出勤状況に関わらず、給付費を通常どおり支払っていることを踏まえ、 <u>在宅勤務や、特別有給休暇の付与を命じる等の対応をしてください(必要に応じて就業規則等の見直しを検討してください)</u> 。
児童の登園自粛に伴い、職員に自宅待機を命じ、その分の給与の支払いを行わない。	本市として児童の登園状況や職員の出勤状況に関わらず、給付費を通常どおり支払っています。時間給の職員にあっても、 <u>在宅勤務や、特別有給休暇の付与を命じる等の対応をしてください(必要に応じて就業規則等の見直しを検討してください)</u> 。